

議案第 21 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、法律上の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 相手方

倉吉市 個人

2 和解の趣旨

町は、損害賠償金 1,116,486 円を支払うものとする。

3 交通事故の概要

（1）交通事故の発生年月日

令和 6 年 11 月 6 日

（2）交通事故の発生場所

三朝町大字横手地内の県道鳥取鹿野倉吉線から県道三朝温泉木地山線への右折レーン
付近

（3）交通事故の状況

トンネル方面に走行中、右折レーンを走行していた車が本線に戻る動きがあり、前方の車が急停車した。車間距離は取っていたが雨によるスリップもあり前方の相手方車両に衝突したものである。

